

取手市公共施設への太陽光発電設備導入に係る

サウンディング型市場調査 実施要領

取手市は、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、施策の一つとして公共施設への太陽光発電設備の導入を検討しています。太陽光発電設備や蓄電池等の導入について、PPA(電力購入契約)やリース等の導入手法や、市が所有する建物の屋根・屋上に限らず、公園、道路、調整池などのインフラへの設置など幅広いアイデアを伺いたく対話を実施いたします。

1. サウンディング(対話)の概要及び申込方法

● サウンディングの実施方法

| | |
|------|------------------------------|
| 日時 | 12月16日から12月25日まで |
| 会場 | 取手市役所議会棟 委員会室 |
| 対象者 | 本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ |
| 実施方法 | 直接対話(1 グループあたり 1 時間程度) |

※アイデア及びノウハウの保護のため対話は個別に実施します。

※希望により、オンライン(Zoom を予定)での対話も可能です。

● 現地見学

現地見学を希望する場合は、エントリー時にお問合せください

● サウンディング参加申込

エントリーシート(様式 1)を記入し、12月3日 17 時までメールにて送付してください。

申込先:kankyo@city.toride.ibaraki.jp

● 本調査のスケジュール

| | |
|-------------------|--------------|
| 実施要領及び参考資料の公表 | 令和6年10月21日 |
| 函面確認、現地確認及び質疑の受付 | 令和6年12月3日まで |
| 参加申込み、エントリーシートの提出 | 令和6年12月3日まで |
| 対話(ヒアリング)日程 | 令和6年12月25日まで |
| 本調査結果の公表 | 令和7年2月下旬(予定) |

2. 対象施設の基本情報

対象 公共施設(建物(屋根・屋上)・敷地内空地・公園・道路・そのほか)

別紙資料をご確認ください。対象に記載していないものについても自由なご意見をお待ちしています。

別紙資料 1 対象施設一覧表(Excel)

別紙資料 2 取手市洪水ハザードマップ※1

※1 その他のハザードマップについては、市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

市ホームページアドレス(ハザードマップ)

<https://www.city.toride.ibaraki.jp/kurashi/anzen/bosai/hazardmap/index.html>

別紙資料3 都市計画図

資料4 対象施設位置データ(KML)※2

※2 KML ファイルは GoogleEarth 等の地理情報システム(GIS)でご利用いただけます。システムについては、事業者でご準備したものをご利用ください。また、システムの利用方法等のサポートは市ではご対応いたしかねますので、予めご了承ください。

3. 取手市の考え方

現時点での市の取組や考え方は以下のとおりです。これらを踏まえて、ご意見・ご提案をいただきたいと考えています。

□①現在までの取組

令和 2 年に「ゼロカーボンシティ宣言」「気候非常事態宣言」を表明し、2050 年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

→再生可能エネルギー導入可能性調査を実施してきましたが、耐震補強を実施した建物の耐荷重、屋上防水の改修が完了していないこと等により設備の導入に至っておりません。

□②財政負担の軽減

市の財政状況から、一般財源を潤沢に使用することは難しいと考えています。

→費用負担を平準化できる、PPA やリース等の第三者所有での導入が有力と考えています。そのほか、補助金の活用等による財政負担の軽減についても有力であると考えます。

□③対象施設

①. ②で記載した通り、市で検討を進めてきたところではありますが、本調査においては事業者の立場での、幅広いアイデアを求めるものです。対象として記載していないものについてもゼロカーボンシティの実現に資するご提案をお待ちしております。

(参考)対話の位置づけと今後の事業予定



対話の内容

対話において、特に伺いたい事項は以下のとおりです。可能な範囲でご意見・ご提案をお聞かせください。

- ① 施設の特長(洪水ハザードマップ、市街化調整区域等)に合わせた導入手法(「PPA・リース・屋根貸し等」以下同じ)の選定方法
- ② 導入手法ごとの設置場所の条件(使用電力量、発電容量、面積、事業期間等)
- ③ 導入手法ごとの費用対効果
- ④ 事業の具体的なスキーム
- ⑤ 敷地内(屋根、屋上以外)に設置する場合のメリットとデメリット
- ⑥ インフラ等(公園、道路、調整池)への設置の可能性
- ⑦ 事業実施のスケジュール
- ⑧ 余剰電力の取り扱い(余剰が出ないように設置するか、託送を行うか)
- ⑨ 活用可能な補助制度
- ⑩ 事業の実施に必要な施設の情報(募集要項作成時の施設情報)
- ⑪ 事業を実施するにあたり想定される課題や条件等
- ⑫ 本市への要望

これら以外にも、課題や、公募に関する事、配慮を望むことがあればご意見を願います。

4. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、今後予定されている事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

本調査協力に関する書類作成・提出等にかかる全ての費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権はそれぞれ参加者へ帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で提供資料を使用することはありません。

(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

(5) 特許権など

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されるべき第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法を用いた結果生じる責任は参加者が負うものとしてします。

(6) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、サウンディングに参加することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 取手市暴力団排除条例(平成24年3月28日条例第2号)第2条第1号及び第2号に該当する者
- ⑤ 市税を滞納している者

5. 担当及び連絡先

| | |
|--------|--|
| 課・担当 | まちづくり振興部 環境対策課 環境政策室(担当:青芳・山崎) |
| 所在地 | 〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 取手市役所本庁舎4階 |
| 電話番号 | 0297-74-2141 |
| E-mail | kankyo@city.toride.ibaraki.jp |